

議案第41号

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月7日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第42条第4項第1号中「第24条第3項」を「第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同条第5項中「、次に」を「次に」に、「行う者」を「行う施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため、本案を提出する。